

# 市営住宅入居者募集のお知らせ (市営桜町団地)

## ◆申込み受付期間◆

**令和8年6月8日(月)から  
令和8年6月19日(金)まで**  
※土日祝日を除く  
**受付時間8:15~17:00**

## ◆申込み先・お問い合わせ先

三沢市役所 本館3階  
建築住宅課 市営住宅グループ  
TEL(0176)53-5111 (内線260・263)

## 目次

1 はじめに .....	1ページ
2 入居資格について .....	1ページ
3 桜町団地概要 .....	1ページ
4 募集住戸概要 .....	2～3ページ
5 申込方法と入居までの流れ .....	3ページ
6 政令月収の計算方法について .....	4ページ
7 申込みに必要な書類 .....	5ページ
8 募集住戸の間取り・平面図 .....	6ページ

## 1 はじめに

市営住宅は公営住宅法に基づき、市が住宅に困窮している低所得者のために建設した施設です。

したがって、入居される方の月収額も制限が加えられており、家賃は入居者の収入変動を反映できる応能応益家賃となっておりますので、所得の低い方ほど家賃が安くなっています。

入居後も、世帯の収入について毎年報告をしていただき、入居資格の確認をし、制度趣旨に基づく家賃の決定をします。

## 2 入居資格について

次の①から⑦までのすべての条件に該当すること。

- ① 三沢市民であるか、名義人の勤務先が三沢市内であること。
- ② 年齢が60歳以上の2人世帯であり、かつ自立した日常生活が可能であること。
- ③ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。（入居申込書の「3. 住宅に困窮している事情」内にある選択肢のいずれかに該当していること。）

なお、持ち家がある方は申込みできません。

- ④ 政令月収が、21万4千円以下であること。  
（計算方法は、4ページをご覧ください。）
- ⑤ 税金の滞納がないこと。
- ⑥ 入居しようとする方が暴力団員でないこと。
- ⑦ 市内に連帯保証人2名を選定できること。（親族であれば市外の方でも可）

## 3 桜町団地概要

住所 〒033-0031 三沢市桜町3丁目1番21号(市立図書館並び)

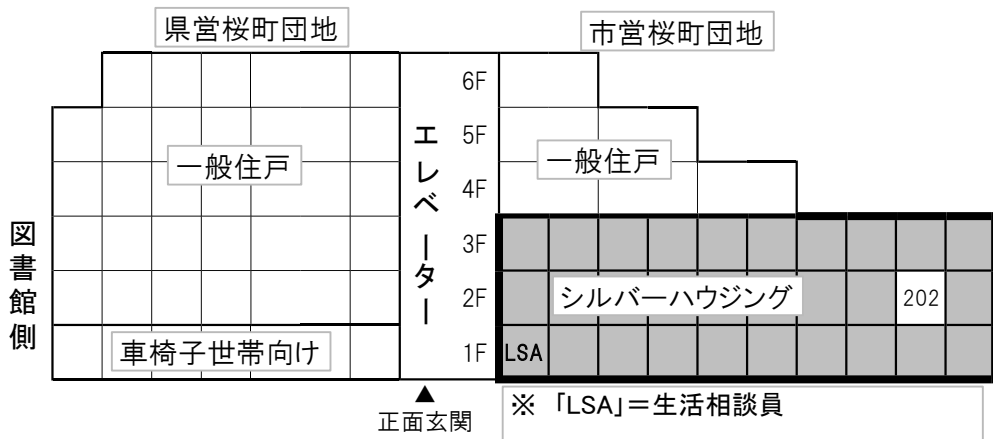
構造 鉄筋コンクリート造 6階建(エレベーター有)



## 4 募集住戸概要

桜町団地は、県と市が県営住宅と市営住宅を合築した団地で、今回の募集は市営の高齢者向け住戸(シルバーハウジング)です。

シルバーハウジングは、入居者のための生活相談員が配置されており、緊急時は生活相談員室への通報システムも整備されています。



### ①募集戸数

2人世帯用

2DK…1戸(202号室) (6ページに平面図があります。)

### ②家賃

政令月収によって家賃が下表の通り異なります。(政令月収の計算方法は4ページにあります。)

政令月収	家賃
0～104,000円	16,800円
104,001～123,000円	19,400円
123,001～139,000円	22,200円
139,001～158,000円	25,000円
158,001～186,000円	28,600円
186,001～214,000円	33,000円

※家賃設定は毎年、公営住宅法に基づき積算され、政令月収が同じでも家賃が変わることがあります。

### ③敷金

敷金は入居時家賃の3ヶ月分の金額で、入居前に支払っていただきます。

### ④選考方法

入居資格を審査のうえ、応募者が募集戸数を上回った場合は抽選となります。抽選となった場合は、別途ご案内いたします。

**公開抽選会** 日時 令和8年7月1日(水) 午後4:00～  
場所 三沢市役所 本館4階 第二会議室

### ⑤駐車場

別途、申し込みが必要です。使用料は、2,100円です。

## ⑥連帯保証人

入居決定後、三沢市在住者から2名選定していただきます。

※親族に限り、市外在住者でも可とします。

※2名の保証人を見つけられない方はご相談ください。

## ⑦設備

冷暖房器具 → なし（※入居者がエアコン等を必要に応じて取り付けてください。）

調理器（ガス、IH） → なし（※入居者が必要に応じて取り付けてください。）

給湯器 → あり（※電気温水器が設置されています。使用には電力契約が必要となります。）

緊急通報システム → あり

※接続のため、NTTの固定電話回線（アナログ一般回線用）へ必ず加入してください。

## ⑧共益費

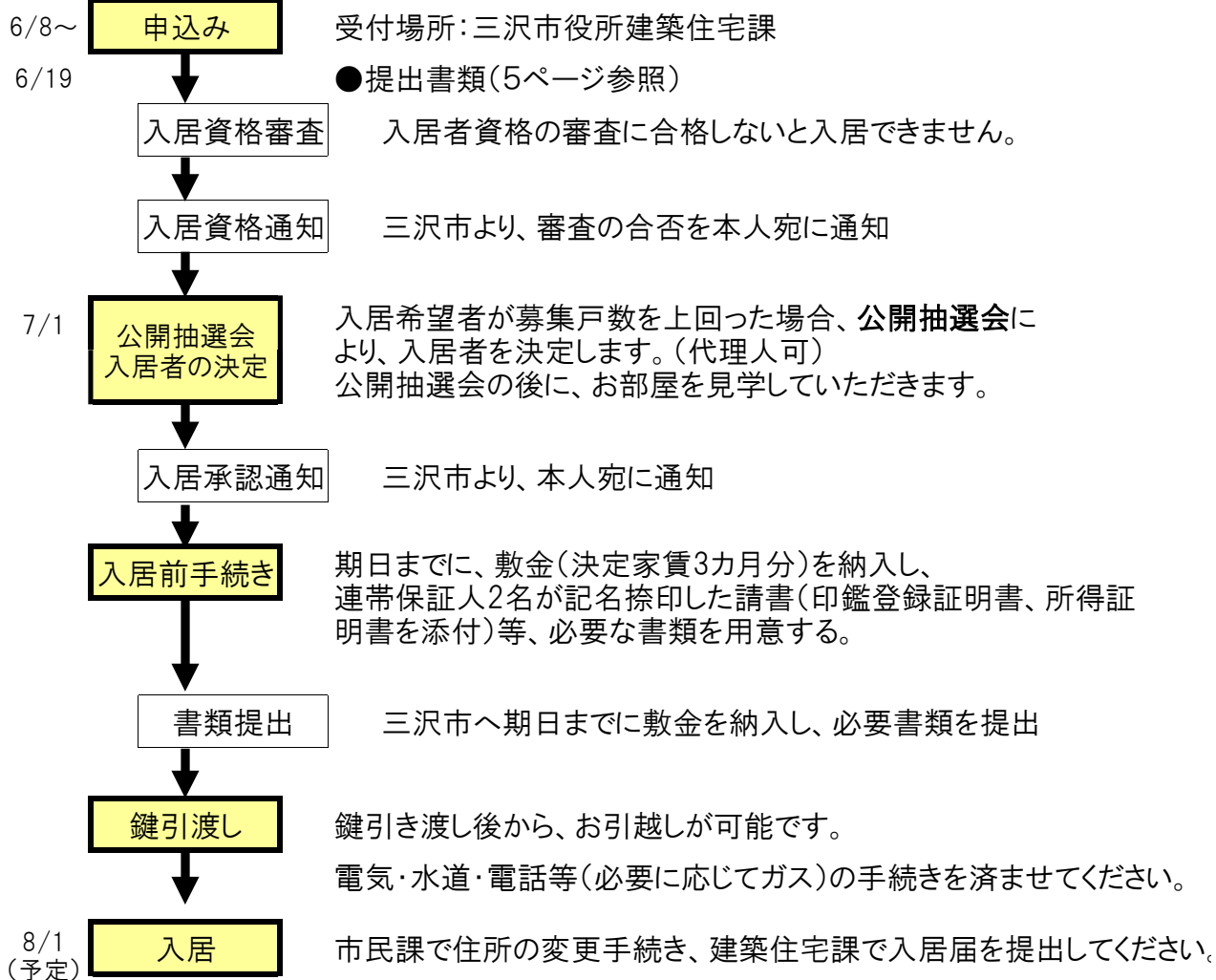
団地の自治会に加入し、団地の共益費などをお支払ください。共用部分の電気代等に使われます。

## ⑨ペット

ペット等の飼育、持込みは禁止します。

## 5 申込方法と入居までの流れ

日程



## 6 政令月収の計算方法について

用意するもの…令和6年分及び令和7年分の所得がわかる書類

例) 確定申告等の控え、所得課税証明書、源泉徴収票等

### ○給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者がいる場合

$$\text{政令月収 (月額所得)} = \frac{\text{総所得金} - \text{総所得控除額} - \text{合計控除額 (B)}}{12 \text{ ヶ月}}$$

### ○給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者がいない場合

$$\text{政令月収 (月額所得)} = \frac{\text{総所得金額} - \text{合計控除額 (B)}}{12 \text{ ヶ月}}$$

#### (A) 控除額計算表

<b>所得金額控除</b> <small>※給与所得又は公的年金等に係る雑所得者対象</small>	<b>一人当たりの控除額</b> <b>10万円</b> <small>※所得金額が控除額未満であるときはその金額</small>	<b>合計所得控除額</b> <b>(A)</b>	
---	---	------------------------------	--

#### (B) 控除額計算表

	控除内容	一人当たりの控除額	該当する控除額
1.	別居扶養親族 (所得税法上の控除対象扶養親族)	38万円	
2.	老人扶養親族 (扶養親族で70歳以上の者)	10万円	
3.	特定扶養親族 (扶養親族で16歳以上23歳未満の者)	25万円	
4.	普通障害者 (名義人または1.に該当するうち、普通障害者に該当する者)	27万円	
	特別障害者 (名義人または1.に該当するうち、特別障害者に該当する者)	40万円	
5.	ひとり親 (名義人または同居者で、所得税法上のひとり親に該当する者)	35万円 <small>※所得金額(10万円控除後)が控除額未満であるときはその金額</small>	
6.	寡婦 (名義人または同居者で、所得税法上の寡婦に該当する者)	27万円 <small>※所得金額(10万円控除後)が控除額未満であるときはその金額</small>	
		合計控除額 (B)	

## 7 申込みに必要な書類

### ◎申込者全員が必要な書類

- |                             |   |     |
|-----------------------------|---|-----|
| ① 市営住宅入居申込書                 | } | 別綴じ |
| ② 自活状況申立書                   |   |     |
| ③ 住民票（本籍地の記載あり）             | } | 市民課 |
| ④ 納税証明書                     |   |     |
| ⑤ 令和7年度(令和6年分)市民税・県民税 課税証明書 | } | 税務課 |

注意：他市区町村に請求するときは、名称が異なる場合がありますので、令和6年分の所得とその控除内容を証明する書類と指定してください。

### ◎該当者のみ必要な書類

条 件	必 要 書 類
寡婦に該当する方	戸籍謄本(離婚、死別等がわかる内容) ⇒市民課
障害者等を含む世帯	障害者手帳等の写し
生活保護受給者	生活保護受給証明書(福祉事務所長が発行したもの。) ⇒生活福祉課
令和8年1月2日以降に就職した方 (①と②の両方)	① 健康保険証の写し ② 給与支払証明書 ⇒勤務先
令和8年1月2日以降に開業した方 (①と②の両方)	① 税務署長に提出した開業届の控えの写し ② 収支明細書
令和8年1月2日以降に退職 又は離職して現在無職の方	① 雇用保険受給資格証の写し ⇒ハローワーク ② 退職(離職)証明書 (当時の勤務先の代表者等が証明したもの。様式は任意。)
日本国籍のない方	在留カード、特別永住者証明書、又は、 外国人登録証明書(カード)裏の写し
借家・アパート以外に居住している方	無資産証明書 ⇒税務課

※ その他、事情に応じて必要な書類を提出していただくことがあります。

8 募集住戸の間取り・平面図

